

第11回熊本市行政区画等審議会 会議資料



日時 平成22年7月26日(月) 午前10時～
場所 KKRホテル熊本 2階「五峯」

目 次

行政区の名称（区名）について

■行政区の名称（区名）の選定方法等について

1. 第10回熊本市行政区画等審議会における意見等について・・・1
2. 区名の選定方法について（案）・・・4
3. 区名答申までのスケジュール（案）・・・6
4. 熊本市区名案募集実施要領（案）・・・7
5. 熊本市区名意向調査実施要領（案）・・・9

行政区の名称（区名）について

- 行政区の名称（区名）の選定方法等について

1. 第10回熊本市行政区画等審議会における意見等について

. 区名の選定方法について

最初に区名案の公募を行い、審議会で候補を絞り込むための意見交換を実施し、それから投票又は意見聴取をし、市民の皆さんの意見をできるだけ反映するやり方がよい。

最初に区名案の公募を行ったうえで、審議会において決定すべき。

(資料要求)

市民の皆さんの意見を伺う機会を1回にするのか、2回にするのか、各委員の意見を基に事務局でたたき台を作成

【P4 区名の選定方法について(案)「 . 基本方針」】

2段階で市民の意見を聞く場合の具体的な想定スケジュール

【P6 区名答申までのスケジュール(案)】

. 選定基準について

審議会の責任の下で、選定基準が必要である。

【P4 区名の選定方法について(案)「 . 区名選定の基本的な考え方」】

. 区名案募集(第1段階)時の要件について

区名案募集に当たっては、あまり細かい要件は決めない方がいいと思う(間口を広く)。全部ひらがなの区名は避けた方がいいかと思う。

造語や語呂合わせも避けるべきではないか。

旧町名の取り扱いについては議論が必要。

概括的な基準を作って募集するほうがよい。例えば「各区の特色を表現する」「誰もがその地域だとわかる」「語調がよい」「各区の名称の整合性を考慮する」「簡潔である」「区の一体感」など。

. 市民意見の取り扱いについて

区名案の決定については、区名投票結果を尊重しつつ、選定委員会(審議会)でさらに協議して最終的な区名案を決定するのが大事なところではないか考える。

必ずしも最多得票数だから決まりではなく、得票数はあくまで参考にするというところが大事ではないかと思う。

アイデア募集の時点では、仮に1万票の提案があっても、その隣に1票でもすごくきらりと光るアイデアがあれば、それも大いに検討に値し、対等に扱ってもいいのではないか。

最初から、得票数が多い区名にするということを決めておかなくてもいいのではないか。

. 募集対象者及び応募方法について

熊本市の未来を議論する場であるので、老若男女、子供たち、更に熊本市外に住んでいる方にも参加してもらった方がいいと思う。

より多く応募してもらうための工夫が必要。

(資料要求)

応募を積極的に働きかけた事例として、他都市の取り組みを説明して欲しい。

【参考資料 P 1 「対象者」及び「周知方法」】

. その 他

5区セットについて

5区セットで提案を受けるやり方がよいのではないかな。

最初から5区セットで応募してもらうのか、個別の募集を行い、審議会で編集しセットにするのか、議論しておく必要がある。

最初から5区セットで募集とした場合、なかなか案が出てこないという懸念もある。

最初から5区セットで募集し、審議会で区名案を決定すればよい。募集を2回する必要はないと思う。

方位（東西南北）による区名について

誰もが覚えやすい区名として、東西南北中央がよいのではないかな。

東西南北の取り扱いについては、2回目の意見聴取にかけるときに、当委員会で協議すればいいのではないかな。

投票又は意向調査結果について

先行政令指定都市における区名投票もしくは意向調査結果取りまとめの方法はどうだったのか（投票後の議論の際に、区住民の意向と市全体の市民の意向等に分類して議論していたか等）。

結果の数で決定したのか、それとも審議会の審議にて決定されたのか。

その他ご意見

各参考都市には人口も記載して欲しい。

【参考資料 P 9 「先行政令指定都市における区名選定事例」に掲載】

2. 区名の選定方法について（案）

I. 基本方針

政令指定都市への移行に伴い設置される行政区の名称（区名）は、住所の一部として表記されるなど、市民の日常生活に密接に関係する事項であることから、区名案について広く募集を行い、その中から、行政区画等審議会において区名候補を各区5つ選定し、さらに、選定した区名候補に対する市民の意向を把握するため区名意向調査を行い、その結果を参考に区名案を選定する。

II. 区名選定の基本的な考え方

- (1) 簡潔で、親しみやすく、区の特徴を表し、政令指定都市「熊本市」にふさわしい名称を選定する。
- (2) 区の一体感の醸成が図られるものを考慮し選定する。
- (3) 各区名は、全市的な整合性を考慮し選定する。

III. 区名選定方法について

(1) 区名案の募集について（第1段階）

区名案は、広く募集する。

募集にあたっては、「熊本市区名案募集実施要領（案）」に基づき募集するものとする。

(2) 区名意向調査について（第2段階）

応募のあった区名案の中から、行政区画等審議会において区名候補を各区5つ選定し、その後、市民の意向を把握するため、「熊本市区名意向調査実施要領（案）」に基づき、区名意向調査を行うものとする。

(3) 区名意向調査結果の取扱いについて

区名意向調査の結果については、選考における審議の参考とし、最終的に行政区画等審議会において区名案を決定し、答申するものとする。

3. 区名答申までのスケジュール（案）

日 程	審 議 会	審 議 内 容
平成22年6月22日	第10回審議会	○諮問 (1)「行政区画の編成及び区役所の位置について」熊本市の方針決定内容 (2)行政区の名称について ・政令指定都市における行政区の名称(区名)について ・先行政令指定都市における区名選定事例説明



平成22年7月26日	第11回審議会	◆審議予定内容 (1)区名の選定方法について (2)区名答申までのスケジュールについて (3)区名案絞込み方法について
------------	---------	--



募集準備

区名案募集【未定（9月中旬に3週間程度の期間で実施予定）】



集 計 作 業

10月中旬以降 審議会開催	◆審議予定内容 (1)区名案募集取りまとめ報告 (2)区名候補の選考・決定 ● 各区の区名候補5つを選定する
------------------	---



意向調査準備

区名意向調査【未定（12月中旬に3週間程度の期間で実施予定）】



集 計 作 業

平成23年1月中旬以降 審議会開催	◆審議予定内容 (1)区名意向調査結果報告 (2)区名選考 ● 最終的な区名案を決定 (3)区名案答申(案)作成
----------------------	--

2月上旬 答 申

4. 熊本市区名案募集実施要領（案） 【 第1段階 】

■区名選定の基本的な考え方

- 簡潔で、親しみやすく、区の特徴を表し、政令指定都市「熊本市」にふさわしい名称を選定します。
- 区の一団感の醸成が図られるものを考慮し選定します。
- 各区名は、全市的な整合性を考慮し選定します。

■募集期間

未 定 （平成22年9月中に3週間程度の期間で実施予定。）

■募集対象者

どなたでも応募できます。（市内在住、年齢等問いません）

■応募の際の留意事項

- 漢字、ひらがな、カタカナで表記してください。
※算用数字やアルファベットは使用しないでください。
- 漢字の場合は、必ずふりがなを記入してください。

■応募上の注意

- 1通で、1つの区の名称でも、複数の区の名称でも、全部の区の名称でも応募できます。なお、1つの区に対する同一の区名はお1人様1点限りとします。
- 公序良俗に反するものなど、明らかに区名にふさわしくない名称は無効とします。

■記載事項

- (1) 区名（漢字の場合は、必ずふりがなを記入してください。）
- (2) お住まいの区（仮称：A区 B区 C区 D区 E区 市外）
- (3) 応募者の住所、氏名（必ず記入してください。記入のないものは無効となります。）

■応募方法

記載事項をご確認のうえ、次のいずれかの方法で応募してください。

- (1) 専用応募はがき
- (2) 専用応募箱への投函（市役所本庁舎、各市民センター、各総合支所、他市施設）
- (3) 官製はがき：〒860-8601 熊本市役所政令指定都市推進室
（熊本市行政区画等審議会事務局）宛
- (4) ファックス：096-323-3060
- (5) Eメール：seireishiteitoshi@city.kumamoto.lg.jp
- (6) ホームページからの応募：熊本市役所ホームページからご応募ください。

(7) 携帯電話からの応募：「QRコード」を読み取って、ご応募ください。

■その他

- 無効と判断されたものを除いたすべての名称案の中から、熊本市行政区画等審議会において、区名候補を各区5つ選定した後、選定された区名候補について区名意向調査を行います。
- お寄せいただいた方の個人情報は、区名案募集の目的以外に使用いたしません。

＜ 募集周知方法 ＞

- ・ 応募はがきを刷り込んだ募集チラシを市内全戸に配布
- ・ 市政だより、市ホームページへの掲載
- ・ 市電、バス、公共施設等への周知用ポスターの掲示

＜ 集計方法 ＞

- ・ 無効となる案は除外したうえで、応募数の多い順で集計リストにまとめる
- ・ 集計リストは、区名案、ふりがな、応募数を記載する

＜ 専用応募はがき（例） ＞

○区名（漢字の場合は、必ずふりがなを記入してください。）

A 区	(ふりがな)	(理由など記入してください)
B 区	(ふりがな)	
C 区	(ふりがな)	
D 区	(ふりがな)	
E 区	(ふりがな)	

※一つの区でも複数の区でも応募できます。

○お住まいの区に○をつけてください。

(仮称： A区 B区 C区 D区 E区 市外)

(応募される方)

住 所 _____

氏 名 _____

※住所、氏名は必ず記入してください。

5. 熊本市区名意向調査実施要領（案） 【 第2段階 】

■募集期間

未 定 （平成22年12月中に3週間程度の期間で実施予定。）

■募集対象者

熊本市内にお住まいの方（小学生以上の方に限ります。）

■応募上の注意

- 1通で、1つの区の名称でも、複数の区の名称でも、全部の区の名称でも応募できます。なお、1つの区に対して2つ以上選択した場合は無効となります。
- 区名候補以外の区名を記入した場合は無効となります。
- 応募は、お1人につき1通に限ります。
（応募方法を問わず、同一人による複数応募はすべて無効となります。）

■記載事項

- （1）区 名 （各区の区名候補から、ふさわしいと思う区名を1つ選択してください。）
- （2）お住まいの区 （ 仮称：A区 B区 C区 D区 E区 ）
- （3）応募者の住所、氏名（必ず記入してください。記入のないものは無効となります。）

■応募方法

記載事項をご確認のうえ、次のいずれかの方法で応募してください。

- （1）専用応募はがき
- （2）専用応募箱への投函（市役所本庁舎、各市民センター、各総合支所、他市施設）
- （3）官製はがき：〒860-8601 熊本市役所政令指定都市推進室
（熊本市行政区画等審議会事務局）宛
- （4）ファックス：096-323-3060
- （5）Eメール：seireishiteitoshi@city.kumamoto.lg.jp
- （6）ホームページからの応募：熊本市役所ホームページからご応募ください。
- （7）携帯電話からの応募：「QRコード」を読み取ってご応募ください。

■その他

- 意向調査の結果は、熊本市行政区画等審議会での区名選定における審議の参考となりますが、必ずしも応募数の多いものが選定されるものではありません。
- お寄せいただいた方の個人情報は、区名意向調査の目的以外に使用いたしません。

＜ 意向調査周知方法 ＞

- ・ 応募はがきを刷り込んだ意向調査のチラシを市内全戸に配布
- ・ 市政だより、市ホームページへの掲載
- ・ 市電、バス、公共施設等への周知用ポスターの掲示

＜ 専用応募はがき（例） ＞

【各区の区名候補から、ふさわしいと思う区名を○で囲んでください。】

（各区1つのみ）

A区	あい	うえお	・・・
B区	かきく	けこ
C区	さし	すせそ
D区	たちつ	てと
E区	なに	ぬねの

※一つの区でも複数の区でも応募できます。

※1つに区に対して2つ以上選択した場合は無効となります。

※区名候補以外の区名を記入した場合は無効となります。

※応募は、お1人につき1通に限ります。

【 お住まいの区に○をつけてください。 】

（仮称： A区 B区 C区 D区 E区 ）

（応募される方）

住 所

氏 名

※住所、氏名は必ず記入してください。